

2. インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

(1) 障害児教育の歴史

① 就学義務制施行前

ア 近代盲・聾教育の始まり

我が国において、近代的な意味での障害児教育が始められたのは、明治以降のことです。幕末から明治初期にかけて我が国には、漢訳洋書、翻刻本等、外国からの障害児教育に関する知識や情報が、外国人や幕府の海外使節団、哲学生らによって伝えられました。特に盲・聾教育に関しては、海外における視覚障害児、聴覚障害児等の教育施設、凸字や点字の解読法、手話法や発音・読唇法等についての情報が伝えられています。このように明治政府が近代国家の建設を進める中、障害児教育、特に盲・聾教育についての認識が深まってきました。

1872年（明治5年）の「学制」において、我が国の教育法制上、障害児のための学校に関する規定が初めて登場しました。そこで示された「癡人学校」とは、諸外国の障害児の諸教育施設を一括して総称したもので、障害児についても教育の対象として考慮するという認識があったものと考えられます。その後、1878年（明治11年）に京都に盲啞院（後の京都盲啞院）が創設され、我が国の近代盲・聾教育が開始され、1880年（明治13年）には東京に楽善会訓盲院（後の東京盲学校と東京聾啞学校）が設けられました。

イ 明治後期の盲・聾教育

1890年（明治23年）の改正小学校令は、最低3年の義務教育を定めるとともに、学制において不明瞭であった盲啞学校の設置と廃止に関する規定が設けられました。同時に市町村立学校、私立学校の設置を認めました。また、1891年（明治24年）には文部省令で「幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校及私立小学校等ニ関スル規則」が出され、盲啞学校の制度上の基礎が明確にされました。これにより私立の盲啞学校が各地に開設されるようになりました。それらと並行して1890年（明治23年）には、東京盲啞学校の石川倉次らにより日本訓盲点字が翻案され、点字は盲啞学校の増加とともに全国的に普及していきました。

1900年（明治33年）8月には、小学校令が全面的に改正され、尋常小学校の4年間の義務制と義務教育は無償となることが規定されました。同時に小学校に盲啞学校を附設

することも認められ、小学校に盲・聾児の学級を設けるところも見られました。明治 20～30 年代は学校教育の普及期であり、1900 年（明治 33 年）には、小学校の就学率は 90% に達しました。

その後、1907 年（明治 40 年）3 月の小学校令改正では、6 年制義務教育が規定されました。同年 4 月、師範学校規定が制定され、文部省訓令の中に、盲人・啞人、心身発育不完全な児童のために、師範学校附属小学校の中に特別学級を設け、教育方法を研究することが要望されました。その結果、徳島、高知、和歌山、三重等の師範学校附属小学校に盲・聾児の学級が設置されました。

以上のような経過をたどり、明治 30 年代には盲・聾教育を行う学校が 4 校であったものが、1907 年（明治 40 年）には 38 校に増加しました。

ウ 大正時代の盲・聾教育

大正時代に入り、各地には私立を中心に小規模の盲聾学校が増加しました。盲学校等の数は、1912 年（大正元年）で 57 校、1922 年（大正 11 年）で 78 校に及び、1907 年（明治 40 年）に開始された全国盲聾教育大会等の集会在各地で催されるようになりました。1923 年（大正 12 年）には、我が国の障害児教育の発展の上で大きな意味をもつ「盲学校及聾聾学校令」が制定されました。同令によって盲学校と聾聾学校は制度上分離され、普通教育を基本に盲児や聾聾児が自立した生活をするために必要な知識・技能を授けるといふ学校の目的が明らかにされました。

また、同令は同時に盲・聾聾学校を小・中学校と同様に位置付けるとともに、道府県に設置義務を課しており、学校運営に必要とされる費用は、道府県が負担することとされました。さらに初等部、中等部の二部制を基本としたことから、中等教育への道も開かれ、初等部等の授業料、入学料も免除する等の施策も明確にされました。同令が制定されたことにより、私立学校の道府県立移管が進められ、先に述べた京都盲聾院も 1925 年（大正 14 年）に盲学校と聾聾学校に分離されました。さらに同年度からは、盲聾教育補助費が文部省予算に計上され国庫補助の道が開かれました。1924 年（大正 13 年）における盲学校の数、国立 1 校、公立 21 校、私立 50 校の計 72 校、聾聾学校の数、国立 1 校、公立 17 校、私立 20 校の計 38 校となりました。なお、この時期には、教員養成機関の整備拡充も図られ、東京盲学校及び東京聾聾学校に師範部が設けられました。

実際の教育に関しては、聾教育において、手話・筆談による教育から口話法が台頭しました。1920 年（大正 9 年）には口話法による私立の日本聾話学校が設置され、大正 10 年代に各地に広がっていきました。1925 年（大正 14 年）には文部省後援第 1 回聾口話教員養成講習会が開催され、1935 年頃（昭和 10 年頃）、聾教育における口話法体制が確立しました。

エ 知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育

(ア) 知的障害教育

盲・聾以外の障害のある子供に対する教育は、やや遅れて始まりました。知的障害教育に関しては、1890年（明治23年）4月、松本尋常小学校に学業不振ゆえに落第せざるをえない子供のために特別な学級を設置したのが、我が国における知的障害児のための特殊学級の始まりとされています。この学級は4年で廃止されましたが、1896年（明治29年）に長野尋常小学校に設けられた特別な学級「晩熟生学級」は、その後、城山、後町、鍋島田に学校が分かれた後も続き、大正期まで存続しました。

また、1907年（明治40年）の文部省訓令により、師範学校附属小学校においても特別な学級の設置奨励が行われ、各地で知的障害児のための特別な学級が設置されました。例えば、岩手師範学校附属小学校、福岡女子師範学校附属小学校、広島師範学校附属小学校、丸山尋常小学校（北海道）等です。しかし、これらも、戦前まで存続した東京高等師範学校附属小学校の特別な学級を除き、いずれも短命に終わっています。

これらの特別な学級での指導は、いずれも障害のない児童の教育課程の程度を下げ、懇切丁寧に教えることが中心であり、知的障害教育独自の教育内容・方法を伴うものではありませんでした。こうした意味での知的障害教育は、むしろ社会福祉的な施設にその起源を見いだすことができます。学校教育の対象とならなかった知的障害児のための施設として、石井亮一が創立した滝乃川学園（1891年：明治24年、当時は孤女学院）では、知的障害児を保護収容し、エドワード・セガン（Seguin, E）の生理学的方法を基礎として指導を行いました。同様に1909年（明治42年）には、京都に寄宿舎を附設した白川学園が脇田良吉によって設立されました。

1922年頃（大正11年頃）からは、第一次世界大戦後の西欧民主主義の導入に伴い、大都市を中心に、公立小学校に学業不振児や知的発達に遅れのある子供のための特別な学級が設置されました。その後、1940年（昭和15年）には知的障害教育のための初めての独立した学校として、大阪市立思斉学校が創設されました。1941年（昭和16年）3月には国民学校令が公布され、この施行規則第53条において、「身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」として示されました。また、その時の文部省令第55号によって、それまで様々な名称で呼ばれていた特別の学級は、養護学級、養護学校として称されることになりました。

(イ) 肢体不自由教育

肢体不自由教育に関しては、ヨーロッパから整形外科学が、1897年代（明治30年代）以降、我が国に移入されてきたことに始まります。高木憲次は、東京帝国大学整形外科教室において、肢体不自由者の実態調査を行い、身体が不自由のために学校に行けない子供がいることを知りました。このような児童が、治療しながら教育を受けることのできる「治療所」が必要だと感じ、1918年頃（大正7年頃）から治療と学校教育と職業教育を行う「夢の楽園治療所」の実現を唱え始めました。これが我が国における肢体不自由教育の必

要性を述べた最初のものだと考えられています。その後、高木憲次はドイツに留学し、1924年（大正13年）に「クリュッペルハイムに就て」という論文を発表し、治療と学校教育、職業教育を兼ね備えた施設が日本にも必要であることを論じ、「夢の楽園教療所」の考えをふくらませていきました。

一方、1921年（大正10年）、我が国最初の肢体不自由児を対象とした施設として東京市小石川区に、柏倉松蔵によって柏学園が設立されました。その後、東京市において大正末期から公立の肢体不自由児の教育施設開設の機運が盛り上がり、1932年（昭和7年）に東京市立光明学校が創立されました。独立の学校による肢体不自由児教育は、光明学校のみでしたが、いくつかの県では、小学校に肢体不自由児の特別な学級を設けたり、身体虚弱児や知的障害児の学級と併設したりして、戦前において、およそ14の肢体不自由学級に100名前後の児童が在籍していたといわれています。

（ウ） 病弱・身体虚弱教育

身体虚弱は、明治の初めから課題とされており、1884年（明治17年）に大日本私立衛生会総会において、近視眼やくる病、伝染病等の学校病として、その予防方法について討議されました。当時行われていた体長・体重・臀（でん）囲（い）・胸囲、指極（しきょく）・力量・握力・肺量を測定する活力検査が健康診断の始まりとされています。これは1897年（明治30年）の「学生生徒身体検査規程」により、体格・体力の測定を中心とした活力測定から健康診断中心に改変されました。そして、1900年（明治33年）には公立学校にも適用され、1920年（大正9年）、文部省令第16号「学生生徒児童身体検査規程」として公布され、発育について評価されることになりました。このように日清・日露両戦争を経て、国民の体位向上が国防の基礎として重視されるようになりました。また、青少年への結核予防対策が国家的課題として取り上げられ、その中で身体虚弱な学童の特別養護策への関心が高まりました。このような状況の中、我が国の病弱教育は、1889年（明治22年）に三重県尋常師範学校生徒の脚気（かっけ）患者を転地させて授業を実施したことが始まりといわれています。身体虚弱児の健康増進の対策の一つとして、休暇集落が実施され、1900年（明治33年）東京の馬込村に最初の休暇集落が設けられました。その後、1907年（明治40年）に妙義山麓及び鎌倉海岸の休暇集落が実施され、1912年（大正元年）に高松市立四番丁尋常小学校が実施した夏休み休暇集落は、結核対策の施設としても意義が認められました。このように身体虚弱児童の養護は結核予防対策につながるとされ、大正中期には全国に開設されるようになりました。その他、日本赤十字社も各地に休暇を利用した夏期保養所を設けました。恒常的なものとしては、1917年（大正6年）、結核予防団体白十字会が、神奈川県茅ヶ崎町に設けた白十字会林間学校が知られています。ここでは、児童に尋常小学校に準ずる教育を実施していました。

同様に1925年（大正14年）、日本赤十字社千葉支部は、千葉県安房郡富浦村に富浦海浜学校を設立しました。この学校では、尋常小学校3学年以上を入学資格、一期間を3か月とし、その後開設された多くの学校が、この条件に沿った形となり影響を与えています。

身体虚弱児のための養護学級として開設されたものとしては、1926年（大正15年）東京市鶴巻尋常小学校における学級があります。1927年（昭和2年）には、東京市麴町尋常小学校に開放学級が、同5年には麻布区本村尋常小学校に戸外学級が設置されました。文部省の1924年（大正13年）の身体統計検査によると、身体虚弱児童は全国平均の5%（約50万人）といわれ、学校保健上重要な課題となっていました。養護学級は、このような情勢のもとに、1932年（昭和7年）には全国87学級、収容児童2,935人であったものが、1942年（昭和17年）には1,616学級、64,891人に達していました。

（エ） 弱視・難聴・言語障害教育

a) 弱視教育

我が国で最初の弱視学級は、1933年（昭和8年）12月に東京市麻布区南山尋常小学校に開設され、3、4年生7人で発足しました。1940年（昭和15年）には、複式3学級で3人の教員が配置されました。この学級は、最初「弱視学級」の名称でしたが、当時の弱視教育が視力の保護・保存を目的としていたことから、後に「視力保存学級」に改められました。この学級は、11年余続きましたが、1945年（昭和20年）4月に閉鎖され、再開されることはありませんでした。

b) 難聴教育

欧米難聴教育の影響を受け、東京聾啞学校は、1926年（大正15年）に一学年おきに難聴学級を設けることになりました。この背景には、歯牙伝導補聴器の開発や大学の耳鼻咽喉科学教室などの情報、便宜の提供などがありました。1934年（昭和9年）9月には、東京市小石川区礪川（れきせん）小学校に難聴学級が設けられました。

c) 言語障害教育

我が国の初期の言語治療施設は、ほとんど吃音矯正を目的としたものでした。これは1903年（明治36年）伊沢修二が東京市小石川区に設けた楽石社の影響が大きく、社会事業と見なされ、学校教育との接点はなく、学校内の言語障害教育の進展に影響を与えることはありませんでした。

1926年（大正15年）には、東京市深川区の八名川小学校に吃音学級が開設されましたが、当時、言語障害は、吃、訥のほかは発音不能、失語症といったものでした。

（オ） 学校教育法の制定と特殊教育

第二次世界大戦後、日本国憲法及び教育基本法に基づき、新しい学校教育制度を定めた学校教育法が1947年（昭和22年）に公布されました。学校教育法は、六・三制義務教育制度を根幹として、我が国の学校教育体系を根本的に改めたものですが、この中で特殊教育も学校教育の一環をなすとされたことに重要な意義があります。

この学校教育法第71条（当時）において、盲・聾・養護学校は、それぞれの学校が対象とする障害のある幼児児童生徒のそれぞれの段階に応じて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識・技能を授けることを目的とされました。これは、基本的には障害のない幼児児童生

徒と同様に、障害のある幼児児童生徒の教育の機会を等しく保障しようとする原則を貫こうとしたものです。

こうして、盲・聾・養護学校は原則的には義務教育の学校となりましたが、その施行については、戦後の混乱と窮乏の中において、新学制による義務教育年限の延長、新制中学校の整備が国家的な重大事であったこと、さらに当時は盲・聾・養護学校が未整備であったことなどにより延期されることになりました。

盲・聾学校については、1923年（大正12年）の盲学校及び聾唖学校令により、就学義務こそないものの、道府県に設置義務があり、すでに各都道府県に設置されていたため、小学校及び中学校に1年遅れて1948年度（昭和23年度）から義務制とされ、1956年度（昭和31年度）に9年の義務制が完成しました。また、学校教育法第75条（当時）には、特殊学級の規定がおかれましたが、これは戦前の小学校等に設けられた特別な学級や養護学級の系譜を引き継ぐものであったといえます。

② 養護学校の義務制施行後

ア 養護学校の整備計画と義務制実施の政令

養護学校は学校教育法施行当時存在せず、1949年度（昭和24年度）に初めて私立の身体虚弱児対象の養護学校が千葉県で認可されました。その後、1955年度（昭和30年度）までに公立1校、私立4校と遅々とした増加でした。このため義務制実施が見送られていましたが、1956年（昭和31年）の「公立養護学校整備特別措置法」の成立などによるその後の整備によって、1971年度（昭和46年度）には261校を数えるまでになりました。同年5月には、参議院内閣委員会において、文部省設置法の一部改正法案に対する附帯決議として、養護学校義務制実施の促進が挙げられ、同年6月の中央教育審議会答申では、「これまで延期されてきた養護学校における義務教育を実施に移す」ことが提言されました。

これを受け、文部省では、1972年度（昭和47年度）を初年度として「特殊教育拡充計画」を策定しました。特に養護学校については「養護学校整備7年計画」を立て、最終年度の1978年度（昭和53年度）までに、対象となる学齢児童・生徒全員を就学させるのに必要な養護学校の整備を図ることとしました。この計画を前提に、1973年（昭和48年）11月に、1979年（昭和54年）4月1日から養護学校の就学及び設置の義務制を実施する旨の予告として、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布され、1979年度（昭和54年度）から養護学校での教育が義務教育になることが確定しました。

イ 養護学校整備のための行財政施策

政令公布に前後して、文部省では、養護学校整備促進のための施策として養護学校施設

の新增築費の補助について、養護学校未設置県（後には既設置県、政令市を含む）の施設に関してその補助率を3分の2にかさ上げしました。また、1974年度（昭和49年度）からの第四次教職員定数改善計画において教職員定数の充実を図り、養護学校の整備を図ることとしました。さらに、同年度から養護学校教育義務制等準備活動費補助（1978年度：昭和53年度まで）、特殊教育訪問指導費（同上）・介助職員経費補助（1984年度：昭和59年度まで）を開始しました。こうした中、東京都では、1974年度（昭和49年度）から希望者全員就学を実施するに至りました。

これに先立つ1971年（昭和46年）には、国立特殊教育総合研究所が神奈川県横須賀市に設置されました。その後、1973年（昭和48年）には全面的に特殊教育に関する研究並びに事業を開始し、さらに研究所と相互協力の下に重度・重複障害児の教育を行う学校として、同年、国立久里浜養護学校が研究所に隣接して設置されました。なお、国立特殊教育総合研究所は2001年（平成13年）から独立行政法人国立特殊教育総合研究所、2007年（平成19年）4月から独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に、国立久里浜養護学校は2004年（平成16年）から国立大学法人筑波大学附属久里浜養護学校、2007年（平成19年）4月から国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校となり、自閉症に関する研究及び教育を行う学校としてそれぞれ新たな道を歩み始めました。

1973年（昭和48年）7月には、「特殊教育の改善に関する調査研究会」が設けられました。同研究会は、特殊教育の対象の拡大とともに課題となった重度・重複障害児教育の在り方に関して調査研究を行い、1975年（昭和50年）3月、在宅児に対する訪問教育、就学猶予・免除の運用等を内容とする報告がまとめられました。次いで、「特殊教育に関する研究調査会」が設けられ、軽度心身障害児に対する学校教育の在り方に関する調査研究が行われ、1978年（昭和53年）8月に報告がまとめられました。

義務制実施を半年後に控えた1978年（昭和53年）10月、これら二つの調査研究の成果に基づき、義務制実施後の就学指導の基準として、文部省初等中等教育局長名で「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（第309号通達）が出されました。

ウ 養護学校、特殊学級の発展

1972年度（昭和47年度）からの拡充計画の期間中に養護学校は着実に整備され、1978年（昭和53年）には学校数で500校、児童生徒数で5万人を超えるに至りました。そして、1979年（昭和54年）4月、養護学校制度の義務制が実施されました。

また、同計画において増設することとされていた特殊学級については、学級数が1972年（昭和47年）の17,330学級から1978年（昭和53年）の21,508学級に増加しましたが、児童生徒数については、養護学校が整備されたことなどにより、13万人余から12万5千人余と5千人ほど減少しました。なお、この時期には自閉症が情緒障害特殊学級の対象として位置付けられ、その教育が定着しました。

エ 国際障害者年と障害者対策に関する長期計画

1981年（昭和56年）は、国連総会での決議により「国際障害者年」とされ、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間は「国連障害者の十年」と指定されました。

こうした動きを受け、我が国では1982年（昭和57年）3月「障害者対策に関する長期計画」が、また、5年後の1987年（昭和62年）には「後期重点施策」が決定されました。これらの計画に基づき、各分野において着実な施策の進展が図られてきました。

また、1992年（平成4年）には、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において、1993年（平成5年）からの10年間は「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が行われました。こうした状況を踏まえ、1993年（平成5年）3月には、新たな長期的視点に立った障害者対策に関する計画（「長期計画」）が策定され、「国連障害者の十年」終了後も障害者対策をなお一層推進することとされました。

オ 軽度障害のある児童生徒の教育の充実

養護学校の義務制実施に伴う行政施策の中心は、それまでの教育の対象とされなかった重度・重複障害のある児童生徒への対応でした。こうした中、比較的軽度の障害のある児童生徒を対象としていた特殊学級の児童生徒数は減少を続け、1992年（平成4年）には7万1千人余となっています。

これら軽度の障害のある児童生徒に関する対応については、臨時教育審議会の第三次答申等においても提唱されていますが、かねてから懸案事項であった通級による指導の充実については、その方策を探るため、1990年（平成2年）「通級学級に関する調査研究協力者会議」が設けられました。1992年（平成4年）3月には審議のまとめが出され、言語障害等を対象としての通級による指導の制度化が提言されました。

この審議のまとめを受け、1993年（平成5年）1月に、学校教育法施行規則の一部改正等が行われ、1993年度（平成5年度）から、通級による指導が制度的に開始されました。

また、同協力者会議においては、学習障害児についても調査研究が行われ、1992年（平成4年）6月から「学習障害に関する基礎的な研究推進及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する実際的な調査研究」が開始されました。その調査研究等を踏まえ、「学習障害に関する調査研究協力者会議」から報告が1999年（平成11年）7月に出され、学習障害の定義や判断基準、指導の方法が示されました。

（2） 特殊教育から特別支援教育制度への移行

2007年（平成19年）4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、幼稚園・小・中・高等学校を含め、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒への教育をさらに充実していくこととなりました。それまでの特殊教育から特別支援教育に移行するに至るまで、様々な検討がなされ、制度改正が行われてきました。

先に述べたとおり、1992年（平成4年）6月、いわゆる学習障害児に対する指導について、学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議を設置し、1999年（平成11年）7月に審議の結果を「学習障害児に対する指導について（報告）」として取りまとめました。

中央教育審議会では、1995年（平成7年）4月、文部大臣から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」に関する諮問を受け、総会における議論を経て、1995年（平成7年）8月に第1小委員会を設置し、今後における教育の在り方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方や一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善について審議を進め、1996年（平成8年）7月、第一次答申を取りまとめました。ここでは、「障害等に配慮した教育の充実」（第一次答申第2部第1章(2)〔8〕）では、学習障害（LD）児に対する指導内容・方法等についての研究を一層促進する必要があるとしています。

1996年（平成8年）8月、教育課程審議会では、文部大臣から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」に関する諮問を受け、幼児児童生徒の人間として調和のとれた成長を目指し、国家及び社会の形成者として心身ともに健全で、21世紀を主体的に生きることができる国民の育成を期するという観点に立って審議を進め、1998年（平成10年）7月、答申を取りまとめました。本答申では、従前の「養護・訓練」を「自立活動」と名称変更すること、高等部の訪問教育に関する教育課程の基準を整備すること、個別の指導計画を位置付けることなどが提言されたほか、「特殊学級及び通級による指導等に関する教育課程」（I3(5)ウ）では、学習障害児への対応の必要性を明記しています。

2000年（平成12年）5月、特殊教育を取り巻く当時の動向を踏まえ、21世紀の特殊教育の在り方について幅広く検討を行うために調査研究協力者会議を設置し、2001年（平成13年）1月、「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」が出されました。

2001年（平成13年）4月の文部科学大臣の諮問により、今後の教員免許制度の在り方について検討を進め、障害のある児童生徒等の重度・重複化等の課題に対応するために、当時、盲・聾・養護学校の別となっていた特殊教育諸学校免許状の総合化について、早急に実現すべき課題であるとの方向性を示したものです。そこでは、特別支援教育を担当する教員は、障害の種類に応じた専門性が求められる一方、児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や支援を行うことや、「特別支援学校（仮称）」が、地域の小・中学校等に対する支援を行うといった特別支援教育のセンター的機能を担うために、「特別

支援学校（仮称）」の対象となる5種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）以外の、言語障害、情緒障害に加えて、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた様々な障害に関する幅広く基礎的な知識を有していることが期待されました。

2001年（平成13年）10月、近年の障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化等を踏まえて、今後の特別支援教育の在り方について調査研究協力者会議を設置して検討を行い、2003年（平成15年）3月、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出されました。この中には、今後の特別支援教育の展開に向けた様々な内容が盛り込まれています。

2002年（平成14年）4月、学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学基準（当時；政令22条の3）に該当する程度の障害のある児童生徒について、市町村の教育委員会が小・中学校で適切な教育を受けることができると認めた者について、小・中学校に就学（認定就学）することとし、同年9月より施行されました。

2001年（平成13年）12月、内閣府は、「障害者基本計画、重点施策実施5か年計画」を発表しました。そこでは、1993年度（平成5年度）からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたものです。この中の「教育・育成」の項には、特別支援教育にかかわる重要な内容について触れられています。この内容を加味して、後述する「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」がまとめられました。

2004年（平成16年）1月、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や閣議決定された「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」を受け、「小・中学校におけるLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が取りまとめられました。これは各教育委員会や学校等において、小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育的支援を行うための総合的な体制を整備する際に活用されることを目的として作成されました。

2004年（平成16年）2月、中央教育審議会は、初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、特別支援教育を一層推進すべきであるとの認識の下、学校制度等の在り方について検討を重ね、2005年（平成17年）12月、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を取りまとめました。この答申では、特別支援教育の理念と基本的な考え方、特別支援学校の制度への転換、小・中学校における制度的見直し、特別支援学校の教員免許制度等についての提言がなされました。

この答申に基づき、学校教育法の改正により2007年（平成19年）4月から、特別支援教育の制度へ移行しました。なお、新しい制度の趣旨、内容については、文部科学省初

等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」（2007年：平成19年4月1日）をご参照ください。

この他、特別支援教育への移行に伴う制度として、特別支援教育支援員の配置があります。小・中学校の通常の学級にも障害のある児童生徒が在籍しており、発達障害のある児童生徒は、通常の学級において、全児童生徒の約6%の割合で存在することが指摘されています。また、2006年度（平成18年度）より通級による指導の対象に新たにLD・ADHDが加えられたことなどにより、特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加しています。

このような状況を踏まえ、2006年（平成18年）に行われた「学校教育法等の一部改正」において、特別支援学校制度の創設等と並び、小・中学校等において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに位置付けられました。2007年度（平成19年度）からは、このようなサポートを行う外部人材について「特別支援教育支援員」として、その配置に必要な経費について、地方財政措置されました。また、公立小・中学校に加え、2009年度（平成21年度）からは公立幼稚園まで対象が拡充され、さらに、2011年度（平成23年度）においては公立高等学校まで拡充されました。

また、教育課程の基準について中央教育審議会では、2005年（平成17年）2月、文部科学大臣から、21世紀を生きる子供たちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などとあわせ、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう要請があったことを踏まえ、同年4月、初等中等教育分科会教育課程部会において、「人間力」向上のための教育内容の改善充実や学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善などの観点から幅広く検討して、2006年（平成18年）2月、これまでの審議経過を「審議経過報告」として取りまとめました。加えて、2006年（平成18年）3月、初等中等教育分科会教育課程部会に特別支援教育専門部会を設置し、特別支援教育に係る教育課程の改善充実等について検討を重ねました。

2008年（平成20年）12月、文部科学省では、同年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を受け、高等学校学習指導要領並びに特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の改訂案を取りまとめ、公表しました。

（3） 特別支援教育の理念と基本的な考え方

2005年（平成17年）12月の中央教育審議会答申においては、特別支援教育の理念と基本的な考え方について、次のように述べています。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な

取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである、としています。

また、現在、小・中学校において通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び支援を行うものである、とされています。

(4) 特別支援教育の対象

① 特別支援教育の対象となる幼児児童生徒

特別支援教育では、これまでの特殊教育（盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導）の対象となっていた幼児児童生徒に加え、発達障害（学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等）のある幼児児童生徒が対象となります（図 I-2-1）。

② 特別支援学校の対象となる障害の程度

学校教育法では、特別支援学校の対象となる障害の程度は、政令で定める旨を規定しています。これを受けて、学校教育法施行令第 22 条の 3 では、それぞれの程度について次の表の通り定められています（表 I-2-1）。この学校教育法施行令第 22 条の 3 は、我が国において特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとなります。

(5) 個別の教育支援計画

① 個別の教育支援計画の意義

ア 作成の趣旨

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるものです。作成には、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みを含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同

計画を活用することが意図されているものです。また、障害のある幼児児童生徒を生涯にわたって支援する視点から、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことが大切であり、教育上の指導や支援を内容とする個別の教育支援計画を作成することが重要です。そして、この計画の作成、実施、評価、改善（Plan・Do・Check・Action）のプロセスを通して、教育的支援をよりよいものに改善していくことが大切です。

障害のある幼児児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等、様々な観点から生じうるものです。これらのニーズに対応した取り組みはそれぞれ独自に展開できるものもありますが、類似しているもの、不可分なものも少なくありません。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となります。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要です。

イ 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」

「個別の指導計画」とは、指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われます。これに対し、「個別の教育支援計画」は、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、一人一人の障害のある子供について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成するものです。なお、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、保護者の参画や意見等をきくことなどが求められます。

② 個別の教育支援計画の作成と活用

個別の教育支援計画の作成に当たっては、就学前（小学校や特別支援学校の小学部就学前までの段階）、就学中（小学校、中学校、高等学校や特別支援学校に就学している段階）、卒業後（高等学校、特別支援学校高等部卒業後の段階）、それぞれの段階において、教育、福祉等の関係機関の中から中心となる機関を定めて、地域、都道府県、国の各レベルで連携協力体制を構築していくことが必要です。

個別の教育支援計画の作成を担当する機関と関係機関との連携協力が円滑に実施されるようコーディネーター的な役割を果たす者の存在が重要であり、関係機関においては、協力担当者を明らかにすることが効果的です。特別支援学校においては、学級担任や児童生徒の指導を担当する教員が中心となって、小・中学校等においては、例えば障害のある児童生徒の教育に関する知識や経験を有する特別支援学校の教員が中心となって、他の教員の協力を得つつ、児童生徒の障害等の状況を分析し、その結果を基に教育的な支援の目標や基本的な内容等からなる個別の教育支援計画の作成を行うことが考えられます。

個別の教育支援計画は、多様な教育的支援の円滑な実施を確保するために作成されます。そして、複数の関係者や関係機関がその作成、実施等の過程で関与します。例えば、乳幼児期において福祉や医療関係機関が得た障害や発達に関する情報、特別支援学校が教育相談を行うに当たって保護者から得た情報は、適切な教育的支援を行う上で必要なものですが、個人情報が含まれていることに留意してその取扱いについては保護者の理解を得ることが重要です。このため、各自治体においては、教育委員会が中心となったり、教育と福祉部局が共同で検討の場を設定する等により、情報の取扱いについて具体的な検討を行っていくことが重要です。

(6) 学習指導要領と教育課程の編成及び配慮事項

① 学習指導要領と教育課程

ア 教育課程とその法令

(ア) 教育課程とその基準

学校教育は、公教育として公の性質をもつものであり、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請されています。これは、特別支援学校においても同様であり、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために、学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設け、全体としての統一性を保つことが必要となります。

一方で、教育は、その本質から幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切です。また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところも大きいものです。

したがって、各学校では、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準にしたがい、幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮しながら、創意工夫を加えて、効果的な教育活動が展開できるような教育課程を責任をもって編成し、実施する必要があります。また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことが求められています。

(イ) 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、学校教育の目的や目標、教育課程について、法令で種々の定めがなされています。

教育基本法は、我が国の教育に関する根本的・基礎的な法律で、現行の法律は 2006 年（平成 18 年）12 月 22 日に公布・施行されました。この法律に規定する諸条件を実施するため、必要な法令が制定されることとなります（教育基本法第 18 条）。また、障害のある者

が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定されました（教育基本法第4条第2項）。

学校教育法では、小学校、中学校、高等学校等の教科等について、それぞれの学校の目的・目標等に従い、文部科学大臣が定めることとなっており、特別支援学校についても、学校教育法上、小学校、中学校、高等学校等に準じて、教科等を文部科学大臣が定めることとされています（学校教育法第77条）。この学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、これまでの盲・聾・養護学校と同様に特別支援学校の教育課程について、その基本的な要素である各教科等の種類や教育課程編成の特例等を定めるとともに、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によるものとすることを定めることとなります（学校教育法施行規則第129条）。

（ウ） 学習指導要領

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣は特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領を告示という形式で定めています。この学習指導要領は、特別支援学校における教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成・実施に当たっては、これに従わなければならないものです。

また、学習指導要領は、児童生徒や学校の実態等に応じて各学校が創意工夫を生かした教育が展開できるように、基準の大綱化・弾力化が図られてきています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5号）、法令及び条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされています。この規定に基づき、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合、公立の学校はそれに従って教育課程を編成する必要があります。

イ 特別支援学校の教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程については、小学部では小学校の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、中学部では中学校の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動、高等部では高等学校の各教科・科目及び総合的な学習の時間、特別活動に、それぞれ自立活動を加えて編成することになっています。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程については、小学部、中学部、高等部のいずれにも自立活動が加わるほか、小学部では、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の各教科と道徳、特別活動で編成することになっており、外国語活動及び総合的な学習の時間を設ける必要はありません。

中学部では、必修教科として国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動で編成することとなっています。た

だし、必要がある場合には、外国語科を加えて編成することができます。

高等部では、各学科に共通する教科として国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、すべて生徒に履修させることとなっています。そして、外国語及び情報の各教科については、学校や生徒の実態を考慮し必要に応じて設けることができます。また、専門教科においては家政、農業、工業及び流通・サービス、若しくは福祉の各教科又は、学校設定教科のうち専門教育に関するもののうち、いずれか1以上履修するようになっており、各教科に属する科目は設けられていません。

幼稚部については、いずれの場合も幼稚園教育要領の健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域に自立活動を加えた6領域で構成されています。自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能等を養うことを目標とするものであり、特別支援学校の教育課程上一番の特徴となっています。

ウ 特別支援学校の学習指導要領の変遷

特別支援学校の学習指導要領が現在の形で示されたのは、1979年（昭和54年）の改訂からであり、それまでは学校種別に示されていました。1957年（昭和32年）3月に盲学校及び聾学校学習指導要領小学部・中学部一般編が文部事務次官通達により定められ、1957年度（昭和32年度）から実施されましたが、1958年（昭和33年）の小・中学校の学習指導要領の改訂に伴い、1964年（昭和39年）に盲学校及び聾学校学習指導要領小学部編が、また、1965年（昭和40年）に中学部編がそれぞれ文部省告示で制定されました。

養護学校については、1963年（昭和38年）に初めて養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編、養護学校小学部肢体不自由教育編及び病弱教育編がそれぞれ文部事務次官通達で定められ、1964年（昭和39年）に養護学校中学部肢体不自由教育編及び病弱教育編が、同じく文部事務次官通達で定められました。

高等部に関しては、盲学校及び聾学校学習指導要領高等部一般編が1960年（昭和35年）に文部事務次官通達により定められ、1966年（昭和41年）に盲学校及び聾学校学習指導要領高等部編として、文部省告示により制定されました。

1971年（昭和46年）、1972年（昭和47年）の学習指導要領の改訂では、この学校種別の構造は変えられていませんが、養護学校の精神薄弱教育、肢体不自由教育、病弱教育の高等部学習指導要領が初めて制定されました。また、この改訂において学校種別共通の領域として初めて「養護・訓練」が導入されたほか、精神薄弱養護学校の小学部に教科「生活」が新設されました。

1989年（平成元年）の改訂では、これまで幼稚園教育要領が準用されていた幼稚部について、早期からの教育的対応の充実を図る観点等から特殊教育諸学校幼稚部教育要領が初めて制定されました。また、「養護・訓練」の内容の改善や高等部卒業後の社会的自立

の推進を図る観点等から職業に関する教科の内容の充実などの改善が行われました。

1999年（平成11年）の改訂では、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することなどを基本的なねらいとした学習指導要領の改訂が行われ、小・中学校等に準じた改善を図るとともに、障害の重度・重複化等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実する観点から改善が図られました。具体的には、総合的な学習の時間を創設したこと（知的障害養護学校の小学部を除く）、「養護・訓練」の目標・内容等を見直すとともに名称を「自立活動」に改め、個別の指導計画を作成するようにしたこと、障害のある乳幼児等に対し早期からの教育相談を行うなど地域における特殊教育の相談のセンターとしての役割を果たすよう努めることを規定したこと、知的障害養護学校の中学部及び高等部に教科「外国語」、高等部に教科「情報」及び教科「流通・サービス」を新設したこと、交流教育の意義を一層明確にするとともに小・中・高等学校学習指導要領等に新たに規定を設けたことなどが挙げられます。

また、2009年（平成21年）の改訂では、2006年（平成18年）の教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえた「生きる力」の育成等を基本的な考え方とした学習指導要領の改訂が行われ、①小・中学校等に準じた改善を行うこと、②障害の重度重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実させること、③自立と社会参加を推進するため、職業教育を充実させること、の三つの基本的な考え方にに基づき、主に次の4点について改善が図られました。

①障害の重度・重複化、多様化への対応

- ・障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- ・重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

②一人一人に応じた指導の充実

- ・一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- ・学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

③自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- ・特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- ・地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

④交流及び共同学習の推進

- ・障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

エ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程については、特別支援学級が小学校・中学校に設けられていることから、基本的には小学校・中学校の学習指導要領に基づくこととなりますが、対象となる児童生徒の障害の種類、程度などによっては、障害のない児童生徒の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

学校教育法施行規則第 138 条に、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。この場合、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要があります。

オ 通級による指導

通級による指導を受ける児童生徒の教育課程については、当該児童生徒は各教科等の指導の大半を通常の学級で受けることから、基本的には小学校・中学校の学習指導要領によることとなります。ただし、その場合、小学校・中学校の教育課程に加えて、又はその一部に替えて障害に応じた特別の指導を行うことから、特別の教育課程によることができるとされています（学校教育法施行規則第 140 条、平成 5 年文部省告示第 7 号）。

障害に応じた特別の指導は、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導であり、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領に定める自立活動の目標・内容を参考に指導することとなります。また、特に必要がある場合には障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行うこともできるようになっており、自立活動及び教科の補充指導を併せて、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準として学習活動を行うこととなります。

なお、LD 及び ADHD の児童生徒の指導時間数については、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、年間 10 単位時間から 280 単位時間までが標準として示されています。

② 教育課程の編成と配慮事項

特別支援学校幼稚部教育要領（2009 年：平成 21 年 3 月）は、第 1 章総則、第 2 章ねらい及び内容、第 3 章指導計画の作成に当たっての留意事項、小学部・中学部学習指導要領は、第 1 章総則、第 2 章各教科、第 3 章道徳、第 4 章外国語活動、第 5 章総合的な学習の時間、第 6 章特別活動、第 7 章自立活動、また、高等部学習指導要領は、第 1 章総則、

第2章各教科、第3章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）、第4章総合的な学習の時間、第5章特別活動、第6章自立活動でそれぞれ構成されています。このうち、第1章総則は、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的な事項を定めているものであり、各学校は総則に示された事項に従って教育課程を編成、実施する必要があります。

ア 幼稚園

幼稚園教育要領は前述のとおり、第1章総則、第2章ねらい及び内容、第3章指導計画の作成に当たっての留意事項で構成されています。このうち第1章総則では、第1幼稚園における教育の基本、第2幼稚園における教育の目標、第3教育課程の編成について定めています。第2章ねらい及び内容では、幼稚園教育要領に示す健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域に加え、「自立活動」の6領域で構成することを定めています。

また、第3章指導計画の作成に当たっての留意事項では、一般的な留意事項と特に留意する事項を定めており、特に留意する事項では、早期からの教育相談など特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割や障害種別で留意する必要がある事項について定めています。

イ 小学部・中学部

小学部・中学部学習指導要領第1章総則は、第1節教育目標、第2節教育課程の編成となっており、第2節教育課程の編成は、第1一般方針、第2内容等の取扱いに関する共通的事項、第3授業時数等の取扱い、第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、第5重複障害者等に関する教育課程の取扱い、の五つで構成されています。その主な内容は以下のとおりです。

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、学校教育法に定められている小学校及び中学校の教育目標の達成に努めるとともに、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを定めています。

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

教育課程編成の一般方針においては、教育課程の編成の基本的な仕組みと特に配慮する必要がある事項として、教育課程編成の原則、道徳教育、体育・健康に関する指導、自立活動の指導について示しています。

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

各学校においては、学習指導要領に定められた各教科等の目標、内容等を十分検討して

教育課程を編成する必要があり、ここでは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の内容等の取扱いに関する原則的事項として、内容の取扱いの原則、内容の順序、学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の取扱いについて定めています。

第3 授業時数等の取扱い

各教科等の指導は、一定の時間内で行われるものであり、これらに対する授業時数の配当は、教育課程編成上重要な要素です。年間の授業時数の取扱い、自立活動の時間に充てる授業時数、総合的な学習の時間に充てる授業時数、重複障害者等の授業時数、年間の授業週数、特別活動の授業時数、授業の1単位時間、時間割の弾力的な編成について規定しています。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

指導計画は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた、より具体的な計画です。指導計画の作成に当たって、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成することを求めています。また、特に配慮する必要がある事項として、各教科等及び各学年相互間の連携、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の指導計画、指導内容のまとめ方や重点の置き方及び教材の精選、合科的・関連的な指導、各教科等の指導に当たっての個別の指導計画、家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流及び共同学習の6項目について規定しています。

さらに、教育課程実施上の配慮事項として、個に応じた指導を充実するための指導方法や指導体制の工夫改善、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒に対して専門家の指導・助言を求める、児童生徒の言語活動を充実すること、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習の促進、生徒指導及び進路指導の充実、課題選択（小学部）やガイダンスの機能の充実（中学部）、各教科等の指導では、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる。海外から帰国した児童生徒などに対する学校生活への適応と外国における生活経験を生かす指導、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする。コンピュータ等の教材・教具の活用、学校図書館の利用や活用による児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実、指導の過程や成果の評価と改善、学校医等との密なる連絡、医療、福祉、保健、労働等との連携を図り、個別の教育支援計画を作成する、中学部における部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する、教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることなどの16項目を規定しています。

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって替えることができる。中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって替えることができる。視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。と定められています。

また、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができる。この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができると定められています。

この他、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。重複障害者、療養中の児童生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとするという6項目について規定しています。

ウ 高等部

高等部学習指導要領第1章総則も、小学部・中学部と同様に第1節教育目標、第2節教育課程の編成で構成されています。第2節教育課程の編成は第1款一般方針、第2款視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等、第3款知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等、第4款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項、第5款単位の修得及び卒業の認定、第6款重複障害者等に関する教育課程の取扱い、第7款専攻科に関する事項についてそれぞれ定めています。その主な内容は以下のとおりです。

第1節 教育目標

小学部・中学部と同様に学校教育法第72条に定める目的を実現するために、学校教育法に定められている高等学校の教育目標の達成に努めるとともに、生徒の障害による学習上

又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを定めています。

第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

一般方針においては、教育課程の編成の基本的な仕組みと特に配慮する必要がある事項として、教育課程編成の原則、道徳教育、体育・健康に関する指導、自立活動の指導、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導について示しています。

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

第1 各教科・科目及び単位数等

卒業までに履修させる単位数等、各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数、専門学科において開設される各教科・科目、学校設定科目及び学校設定教科の取扱いに関して定めています。

第2 各教科・科目の履修

すべての生徒に履修させる各教科・科目の種類と単位数などを示した必履修教科・科目、専門科目の最低必修単位数などを示した専門教育を主とする学科における各教科・科目の履修について定めています。

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

1. 年間授業週数、2. 週当たりの授業時数、3. ホームルーム活動の授業時数、4. 生徒会活動及び学校行事の授業時数、5. 自立活動の授業時数、6. 各教科・科目、総合的な学習の時間、7. 特別活動及び自立活動のそれぞれの授業の1単位時間、8. 総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができることに、ついて規定しています。

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第1 各教科等の履修

1. 卒業までに履修させる各教科等、2. 各学科に共通する各教科等、3. 主として専門学科において開設される各教科、4. 学校設定教科について規定しています。

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

1. 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（ホームルーム活動に限る）及び自立活動の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間を標準とする。2. 各教科、道徳、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とする。3. 専門学科においては、専門教科について、すべての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。4. ホームルーム活動は、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。5. 生徒会活動及び学校行事は、学校や生徒の実態に応じて適切な授業時数を充てる。6. 総合的な学習の時間は、学校や生徒の実態に応じて、適切に定める。7.

自立活動の時間は、生徒の障害の状態に応じて適切に定める。8. 各教科等の授業の1単位時間は、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定める。9. 総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。などについて規定しています。

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

教育課程の編成・実施に当たっての配慮事項として、選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成、各教科・科目等の内容等の取扱い、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、職業教育に関して配慮すべき事項、教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項の5項目で構成しています。

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校

1. 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定、2. 卒業までに修得させる単位数、3. 各学年の課程の修了の認定について規定しています。

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について規定しています。

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

小学部、中学部と同様に、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、各教科・科目の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる。各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる。と規定されています。この他、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることと規定しています。

また、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができる。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。さらに、校長は、第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。の3項目について規定しています。

この他、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合、療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に

ついて、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等についての規定があります。

第7款 専攻科

視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち「保健医療」（視覚障害者）、「理容・美容」（聴覚障害者）などの標準的な教科及び科目について規定しています。

③ 訪問教育

ア 訪問教育の変遷

訪問教育は、障害の状態が重度であるか又は重複しており特別支援学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、特別支援学校の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育です。

訪問教育は、当初1968年（昭和43年）から1969年（昭和44年）にかけて、いくつかの県・市において就学猶予・免除者に対するいわゆる訪問指導として開始されたもので、その後、中央教育審議会等での検討を経て、1978年（昭和53年）に文部省から「訪問教育の概要（試案）」が発表され、訪問教育の趣旨、法的根拠、対象、教育課程等について示されました。

その後、1979年（昭和54年）4月からの養護学校教育義務制の実施と同時に、各都道府県において、対象となる児童生徒の障害の状態とそれぞれのおかれている教育環境を考慮しながら、小学部、中学部の児童生徒で通学が困難な者等について、訪問教育が実施されるようになりました。このことは、それまで学校教育の対象とされなかったような重度・重複障害児に教育の機会を与え、すべての学齢児に対して義務教育を行うようにしたという点で重要な意味をもつものでした。

高等部における訪問教育については、中学部卒業後も継続して高等部教育を行うことは、義務教育段階で培われてきた自立し社会参加するための知識・技能等をより発展させる上で大きな意義があると考えられることから、「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の1997年（平成9年）1月の第一次報告において現行制度の枠内での試行的実施が提言されました。これに基づき、文部省から各都道府県教育委員会等に対し、「平成9年度より現行制度の枠内での試行的実施を行うことができる」との通知が出されました。

これを受け、1997年度（平成9年度）から32都道府県で試行的実施が開始され、1998年度（平成10年度）からは残る15県も含め全都道府県で実施されました。その後、1999年（平成11年）の高等部学習指導要領の改訂において、必要な規定の整備が行われました。

現在、訪問教育に関しては、学校教育法施行規則第131条第1項に「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を教育する場

合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第 126 条から第 129 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

また、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の総則にそれぞれ訪問教育に関する教育課程の編成や授業時数の取扱い等に関する規定が定められています。

イ 医療的ケアへの対応

障害の重度・重複化に伴い、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童生徒へ医療、福祉関係機関と密接に連携した適切な対応が求められています。このため、文部科学省では、2003 年（平成 15 年度）から、厚生労働省との連携の下、盲・聾・養護学校（当時）における関係者の連携、医療・福祉等関係機関及び都道府県の関係部局間の連携や看護師と教員の連携の在り方について実践的な研究を行うなど、特別支援学校での医療安全の確保が確実となるような実施体制の整備を進めてきました。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、2012 年（平成 24 年）4 月より一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになり、それまで実質的違法性阻却の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となりました。このような状況で、文部科学省では、「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」の報告（2011 年：平成 23 年 12 月）を受け、特別支援教育及び小中学校等において、新しい制度を効果的に活用し、医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康と安全を確保するに当たり留意すべき点等について整理し、都道府県・政令市教育委員会等に通知を發出しています（2011 年：平成 23 年 12 月 23 文科初第 1344 号通知「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」）。

④ 個別の指導計画

特別支援学校の教育課程には、障害のある幼児児童生徒について、その障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うことをねらいとする「自立活動」という領域が設けられています。この「自立活動」は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動であることから、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導内容・方法を工夫して指導を行うことが基本となります。このため、小学部・中学部学習指導要領等では、この「自立活動」の指導に当たって、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、「個別の指導計画」を作成することを定めています。

この「個別の指導計画」の作成の手順は、次のように考えることができます。

ア 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。

イ 個々の児童生徒の実態に即した指導の目標を明確に設定する。

ウ 学習指導要領に示された「自立活動」の内容の中から、個々の指導の目標を達成させるために必要な項目を選定する。

エ 選定した項目を相互に関連付けて指導内容を設定する。

このように作成された「個別の指導計画」に基づき、「自立活動」の指導が行われることとなります。また、2009年（平成21年）の学習指導要領からは、自立活動に加えて教科指導等を含めて「個別の指導計画」を作成し、指導を行うこととされています。